

丸森町旧耕野村産「たけのこ」の出荷制限解除について

平成26年4月17日、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づき、平成24年5月1日付けで出荷制限が指示されていた丸森町で産出される「たけのこ」のうち、旧耕野村において産出される「たけのこ」について、出荷制限が解除されましたのでお知らせします。

記

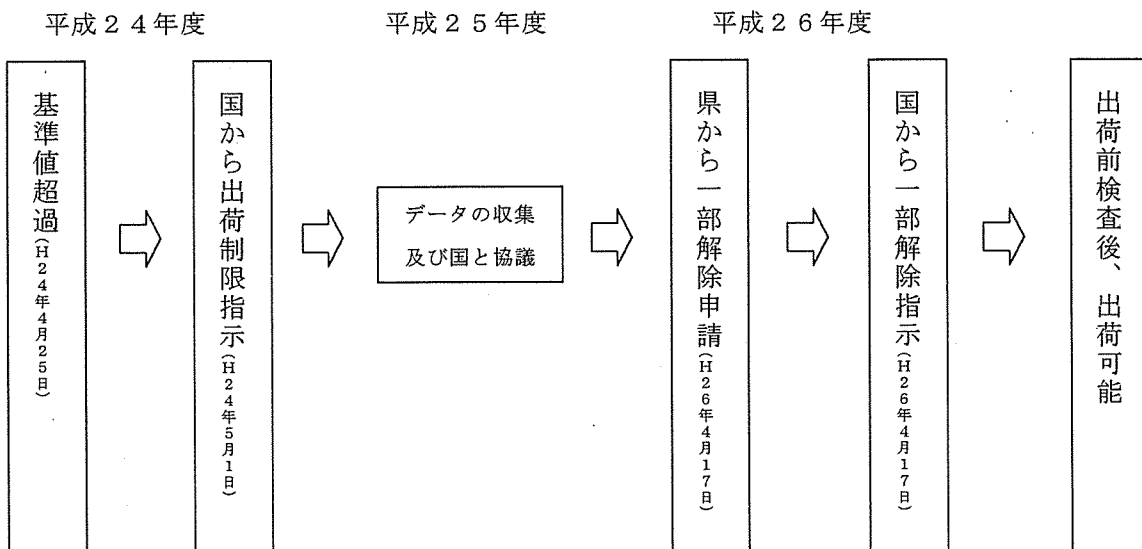
1 出荷制限解除の対象

丸森町旧耕野村において産出された「たけのこ」

2 出荷制限解除後の対応

- ① 県は、解除後に出荷前検査を行います。基準値以下であることが確認された後に出荷されます。
- ② 県は、発生期間の1週間に1回を基準とした定期検査を実施します。
- ③ 県は、丸森町や「たけのこ」生産者と連携し、生産者ごとに竹林の所在地、出荷先などを登録した生産者台帳を作成し、出荷管理を徹底します。
- ④ 県は、出荷制限が継続されている市町の「たけのこ」が出荷されないよう、市町やJA、直売所、卸売市場等と連携し対応します。

<参考①>丸森町旧耕野村産「たけのこ」の出荷制限解除までの流れ



<参考②>「たけのこ」の出荷制限の状況

丸森町（旧丸森町,旧金山町,旧大張村,旧館矢間村,旧小斎村,旧大内村,旧筆甫村）
白石市
栗原市